

児童発達支援みつける 安全管理マニュアル

児童発達支援みつけるは、子どもの安全に十分配慮した保育を行う。この目的を達成し、また万一事故が発生した場合、被害の拡大や深刻化がないよう以下に、安全管理に関する諸事項を規定する。本マニュアルの遵守により、日々の保育における子どもたちの安全が確保されるよう努める。

本マニュアルは、児童発達支援みつけるに勤める全職員が精読し、遵守する義務を負う。

1. 年齢別チェックリスト

0～2歳児チェックリスト、3～5歳児チェックリストは半年に1回、全体チェックリストは毎月職員が点検を行う。

2. 設備マニュアル

施設内設備（指導上）チェックリスト、施設内設備（環境上）チェックリストは毎月1回職員が点検を行う。

3. 施設内危険箇所マップ

施設内危険箇所マップを作成し、全職員が精読し、遵守する。

4. 緊急時対応マニュアル

事故発生時、トラブル発生時、子どもがいなくなった場合、食事、プール活動・水遊びのマニュアルを作成し、年に2回研修を行う。

5. 散歩・施設外活動

療育中の施設外活動時の安全管理に関する留意事項を作成。

散歩・施設外活動を行う際は、施設外活動日誌に記入し、全職員が散歩マップを精読し、危険箇所について把握しておく。

6. 送迎車両マニュアル

毎月送迎予定・記録表を作成し、月末に送迎ルート実施表へ転記する。

送迎車の管理・点検を定期的に行う。

送迎に関する書類は5年間保存する。

○チェックリスト（0～2歳児）

チェック日： / /

1	子どもの周囲に鋭い家具・玩具・箱などがないか確認し、危険のないようガード等を付けている。	
2	ドアのちょうつかいに、子どもの指が入らないように注意している。	
3	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないように注意している。	
4	床に破損・凸凹がないか確認している。	
5	口の中に入ってしまう小さな玩具を、手の届く所に置かない。また、誤飲の原因になるものが落ちていないか確認している。	
6	ビニール袋・紙・紐・ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまってある。	
7	敷居や段差のあるところを歩くときは、つまずかないようにし、必ず先生が手を繋いでついて行くようにする。	
8	換気および室温などに注意し測定している。	
9	子どもの足に合った靴か、体に合ったサイズの衣類か、ボタン、装飾品など口に入りやすいものがあるかどうか確認している。	
10	オムツの取替えなどで、子どもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。	
11	子どもを抱いている時、自分の足元に注意している。	
12	椅子に座っていて急に立ち上がったり、倒れることがないように注意している。	
13	つかまり立ちをしたり、つたい歩きをし始め、不安定な時傍に付いて注意をしている。	
14	口に物を加えて歩かないようにしている。	
15	子どもは保育者を後追いがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。	
16	遊びの中で転倒があるので、周囲の玩具などに注意している。	
17	連絡帳で家庭での健康上の様子を知り、視診をしっかりして、健康チェックをしている。	
18	感染防止のため手洗いを充分に行っている。	
19	食事誤飲のないようゆっくり対応している。	
20	施設で使用するベビー用品は、子供の年齢や使用目的にあったものを選び、取扱説明書をよく読んでいる。	
21	室内を清潔に保ち衛生面に気を付ける。	
22	子どもの遊んでいる位置や人数を確認している。	
23	固定遊具を使用する時は、そばについている。	
24	おもちゃを持ったり、カバン等を身体にかけたまま、固定遊具で遊ばせることはない。	
25	子どもが大きなものを持って移動する時は、付き添う。	
26	子どもの腕を強く引っ張らないように注意している。	
27	肘内障を起こしやすい子ども、アレルギーや家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している。	
28	椅子に立ち上がったり、椅子をおもちゃにして遊ばないよう注意している。	
29	ドアを開閉する時、子どもの手や足の位置を確認している。	
30	子どもがドアを開け閉めして遊ばないよう注意している。	
31	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所にかたづけている。	
32	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ずかたづけている。	
33	コンセントなどにさわらないように注意している。	
34	ネジや玩具の破片など誤飲の原因となるものが落ちていないか確認している。	
35	食べ物の硬さや大きさ、量などを考えて食べさせている。	
36	紐などを首にかけないよう注意している。	
37	子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばないように注意している。	
38	トイレのレバーを操作する時は、手助けをしている。	
39	落ち着いて便器に座るように補助している。	
40	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には安全に十分気をつけている。	
41	散歩の時は人数確認している。（出発前・散歩先・到着後）	
42	道路では、子どもが飛び出さないよう十分注意している。	
43	散歩中・動物・危険物（自動車、バイク、自転車、看板等）に触らないよう気をつけている。	
44	散歩のとき、園が近づくと早く帰園しようとして、走ったり早足になると危険であることを、保育者が理解している。	
45	年齢にあった固定遊具であるか、雨などで滑りやすくなっていないかなど点検して遊ばせている。	
46	ジュースの空き缶やタバコなどの危険な物があるときには、口にしないように指導し、危険な物に気がついたらかたづけるようにしている。	
47	犬や動物はかんだり、鶏はつつくことがあることを子どもに教え、注意している。	
48	手をつないで走ると転びやすいこと、転んだときに手がつきにくいことを保育者は理解し、指導している。	
49	水遊びをする時は、必ず保育者が付き添い、ケガや事故のないよう十分注意している。	
50	水分補給は努めて行っている。	
51	高いところに重いものを置かない（落下防止）。	
52	常に保護者との連絡手段を確保している。	
53	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。	
54	画鋲などの危険物が落ちていないか点検している。	
55	床は滑りやすくなっていないか注意している。	
56	室内遊具に破損はないか点検している。	
57	室内の換気・温度・湿度は適切か気をつけている。	
58	本の破損がないか点検している。	

○チェックリスト（0～2歳児）

チェック日： / /

59	十分な保育空間が確保されているか気をつけている。	
60	窓ガラスにひび割れがないか点検している。	
61	出入り口の戸の開閉がスムーズに出来るか、外れやすくなっていないか点検している。	
62	子どもの遊んでいる位置を確認している。	
63	遊具の安全を確認している。	
64	固定遊具を使用するときは、そばについている。	
65	すべり台の正しい遊び方を指導し、上でふざけたり、危険な遊びをさせないよう している。	
66	畠の土が目に入らないよう、また人にかかるよう砂の扱い方について知らせている。	
67	固定遊具の近くで遊ぶ際、勢いあまって衝突することがないよう注意している。	
68	子どもが大きなものを持つときは、段差がないか床や地面の状態に注意している。	
69	トイレや土間、玄関などの段差のあるところに、子どもがひとりで行かないように注意 している。	
70	室内では衝突を起こしやすいので走らないようにし、人数や遊ばせ方を考えている。	
71	おもちゃの取り合いなどの機会をとらえて、安全な遊び方を指導している。	
72	手に怪我をしていたり、手がふさがっているときは、特にバランスが取りにくく、転びやすいので注意している。	
73	ドアを開閉するとき、子どもの手や足の位置を確認し、必要によりストップバーを使用している。	
74	先の尖ったものを持たせないようにしている。	
75	子どもが直接ふれてやけどをするような暖房器具には、子どもがそばに行かないよう気をつけている。	
76	床が濡れたらすぐに拭きとるようにしている。	
77	火は熱いことを教え、気をつけるように指導している。	
78	子ども一人一人の個性や発達を把握し、子どもの行動を読み取るよう気をつけて いる。	

○チェックリスト（3～5歳児）

チェック日： / /

1	子どもの遊んでいる遊具やまわりの安全を確認している。
2	固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。
3	おもちゃを持ったり、カバンをかけたまま、固定遊具で遊ぶことがないように注意している。
4	室内では衝突を起こしやすいので走らないようにし、人数や遊ばせ方を考えている。
5	おもちゃの取り合いなどの機会をとらえて、安全な遊び方を指導している。
6	子どもの腕を強く引っぱらないように注意している。
7	既往症のある子どもや家庭事情など配慮をする子どもを全職員が把握している。
8	室内・室外で角や鋭い部分にはガードがしてある。
9	保育者が見守っているときを除き、いすに立ち上がったり、いすをおもちゃにして遊ぶことはない。
10	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。
11	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所にかたづけている。
12	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ずかたづけている。
13	食べもののかたさや、大きさ、量などを考えて食べさせている。
14	先の尖がったものを持ち歩いたり、振り回したりしないように指導している。
15	子どもが直接ふれてやけどをするような暖房器具には、子どもが暖房器具のそばに行かないよう気をつけている。
16	床が濡れたらすぐに拭き取るようにしている。
17	子ども同士のトラブルにも注意深く見守っている。
18	おもちゃを投げたり、ふりまわしたりしないよう指導している。
19	子どもの遊んでいる遊具や周りの子どもの安全を確認している。
20	滑り台や登り棒、ジャングルジムなど固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。
21	おもちゃを持ったり、滑り台の上でふざけたり危険な遊びをさせないようにしている。
22	固定遊具の近くで遊ぶ時は勢いあまって衝突することがないよう注意している。
23	鉄棒で遊ぶ時は下に遊具などが無いように気をつけ、必ず付き添うようにしている。
24	保育士は子どもの行動を常に確認できる状況である。
25	子どもの足にあった靴や体にあったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。
26	フェンスや門など危険な高い場所に上らないように指導している。
27	肘内障を起こしやすい子どもや、家庭事情など配慮をする子どもを全職員が把握している。
28	テープルやイスに立ち上がったり、逆さまにしたり、揺らして遊ぶことがないよう指導している。
29	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。
30	ハサミなど正しい使い方をさせ、使用したら必ず片付けている。
31	お箸や歯ブラシなどを持って歩き回ることがないよう注意している。
32	子どもが鼻や耳、口にどんぐりや小物を入れて遊んでいないかを注意している。
33	トイレや手洗い場、室内、廊下では走らせない。
34	トイレ用の洗剤や、消毒液は子どもの手の届かない所に置いている。
35	水遊びをする時は、必ず保育士が付き添っている。
36	散歩の時、人数を確認している。
37	道路では飛び出しに注意をしている。また交通ルールなどの安全指導をしている。
38	歩道に危険なものがないか注意している。
39	散歩の時は、動物・危険物(自動車・バイク・自転車・看板等)に触らないように気をつけている。
40	信号を渡る時は、列を短くし、安全に迅速に渡るようにしている。
41	手をつないで走ったり、階段の上り下りをしたりすると、転倒時に手がつきにくいくことを話し指導している。
42	散歩時に、枝・棒切れ・BB弾などを拾ったり、保育所に持ち込まないように指導している。
43	前を見て歩かせ、列全体のスピードを考え誘導している。
44	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には十分に気をつけている。
45	年齢にあった固定遊具であるか、雨などで滑りやすくなっているかなど点検して遊ばせている。
46	石や砂を投げてはいけないことを指導している。
47	犬や動物はかんだり、鳥はつくことがあることを子どもに教え、注意している。
48	蜂の巣がないか点検している。
49	蜂の嫌がることをすると刺されることを教えている。
50	カエルを触った手で目をこすらないように注意している。
51	子どもの遊んでいる遊具や周りの安全を確認している。
52	滑り台やブランコなど、固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。
53	滑り台の上でふざけたり、危険な遊びをさせないようにしている。
54	縄跳びの安全な遊び方やロープの正しい使い方を指導している。
55	危険な高い所には登らないように指導している。
56	調理活動中に、包丁・ビーラーを使用するときは、常に付き添い指導を行うようにしている。
57	坂道は、勢いがつくことを保育者は理解し、指導している。
58	小動物(カエル・カナヘビなどを含む)を触った後は、手洗いをさせる。
59	遊びでの危険を知らせ、自分でも判断できるよう指導している。
60	散歩から帰った後のうがい、手洗い、水分補給を指導している。
61	滑り台や鉄棒、登り棒は付近で指導し、保育士がいない時はやらないよう指導している。

○チェックリスト（全体）

チェック日： / /

1	子どもの遊んでいる位置や人数を確認している。	
2	子ども一人ひとりの個性や発達を把握し、子どもの行動を読み取るよう気をつけている。	
3	毎朝検温を行う（連絡ノートなどにより、職員が体調を把握する）。	
4	水分補給は適宜行っている。	
5	子どもの遊んでいる遊具の周りの安全を確認している。	
6	状況にあった遊び方を選び、保育者は子どもの行動を常に確認できる状況である。	
7	玩具に破損や不具合がないか確認し、危険なものは片づけている。	
8	子どもが鼻や耳、口に小物を入れて遊んでいないか注意している。	
9	既往症のある子ども、アレルギーや家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している	
11	畑の土が目に入らないよう、また人にからないうよ土の扱い方について知らせている。	
12	寝ている子はある程度の明るさを確保し、子どもの眠っている様子や表情の変化に注意している。	
14	目覚めた後、十分に覚醒しているか個々の状態を十分に把握している。	
15	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。また、ロッカーの上など落下物がないかチェックしている。高いところに重いものを置かない。	
16	トイレや手洗い場、室内、廊下、テラスでは走らないようにしている。	
17	水遊びをする時は、必ず保育士が付き添い、ケガや事故のないように十分注意している。	
19	画鋲など危険物が落ちていないか点検している。	
20	トイレの洗剤や消毒液は子どもの手の届かない所に置いている。	
21	常に保護者との連絡が取れるよう確認している。	
22	子どもの足に合った靴か、体に合ったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。	
23	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら片づけている。	
24	コンセントなどに触らないように注意している。	
25	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所に片づけている。	
26	室内の換気・温度・湿度は適切か気をつけている。	
27	室内遊具・本などに破損はないか点検している。	
28	十分な保育空間が確保されているか気をつけている。	
29	窓ガラスにひび割れがないか点検している。	
30	出入り口の戸の開閉がスムーズにできるか、外れやすくなっていないかを点検している。	
31	ドアを開閉する時、子どもの手や足の位置を確認し、必要によりストップバーを使用している。	
33	子どもの腕を強くひっぱらないように注意している。	
34	生き物を触った手で目をこすらないよう注意している。生き物を触ったら手を洗うよう声をかけている。	

○施設内設備（指導上の配慮事項）

チェック日： / /

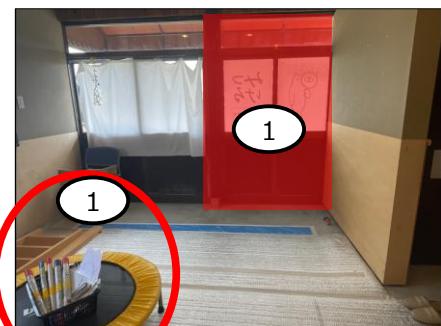
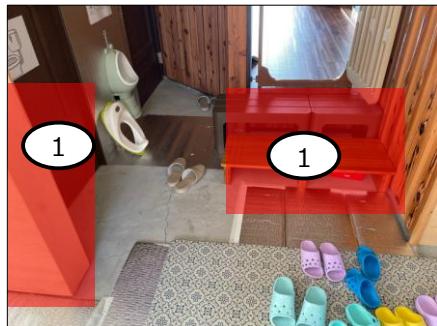
玄 関	子どもに開閉で遊ばないように注意している。	
	玄関の安全を確認して開閉している。	
	訪問者の出入りを確認している。	
	勝手に1人で出ないように、名前を呼ばれたら出入りするようにしている。	
保 育 室	片方の戸扉は開かないようにしている。	
	ロッカー・棚の上に乗らないように伝えている。	
	室内で走らないよう知らせている。	
	勝手に遊具で遊ばないように、不必要なものに触らないように知らせている。	
	固定遊具の横、段差では必ず指導者がついて行くようにしている。	
施 設 周 り	室内から離れる際は子どもも指導者も声をかけあうようにしている。	
	危険な遊びをしないよう知らせている。（線路へ行かない。縁石に乗らない。など）	
	誰かと手をつないで歩く、または、1列で歩いて行くようにしている。	
	危険な場では声をかけ、指導者が先に行き、落ちないようにしている。	
	車が入りしていないか十分に確認をして、横の方に素早くよけるようにしている。	
	電車が通る時は近づかないように知らせる。	
	踏切や信号、横断歩道などの交通ルールを伝えている。	

○施設内設備（環境上の点検事項）

チェック日： / /

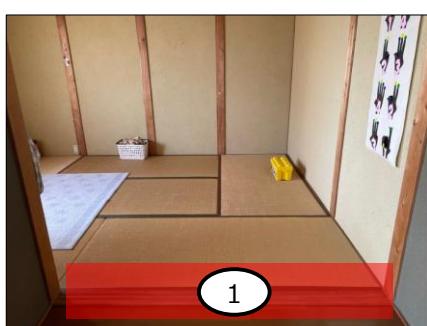
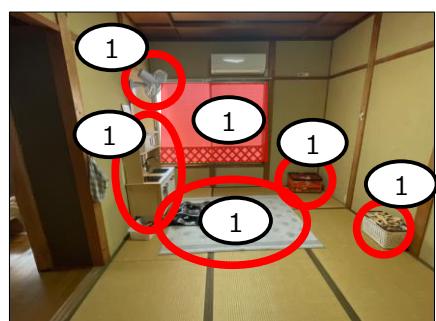
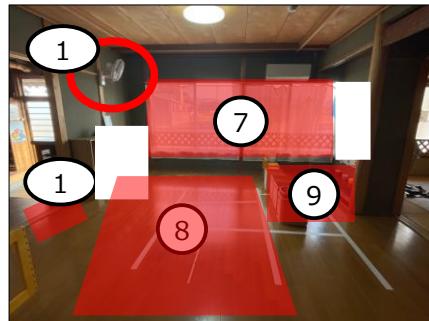
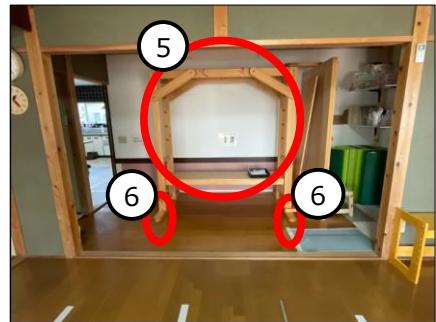
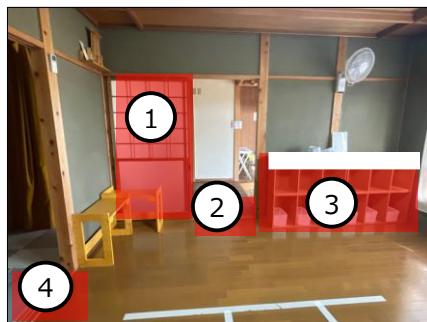
出 入 口	きちんと開閉する、鍵がかかる。	
	障害物がない。	
	踏み台のぐらつきがないか。	
	指詰め防止の器具がついている。	
	鍵がきちんとかかる。	
保 育 室	保育室・職員室が整理整頓されている。	
	ロッカー・棚及び上においてあるものが固定されている・角が危なくない。	
	くぎが出でていたり、壁・床等破損しているところがない。	
	子どもが触れる位置にある電気プラグは防止策をしている。	
	ボルダリングや固定遊具のネジは閉まっているか。	
	破損部分がない。	
戸 外	危険なものが落ちていない（煙草の吸殻・犬猫のふん他）。	
	木・植物の手入れがされている。	
	柵・外壁の破損がない。	
	タイヤ止めの位置は正確か。	
	雨上がりの始末はきちんとされている。	

室内危険箇所マップ



① 玄関	⑨ 防災グッズ
② 段差	⑩ 机
③ 靴箱の角	⑪ 段差
④ 取っ手	⑫ 柱
⑤ ささくれ等のトゲ	⑬ 階段
⑥ ガラス戸	⑭ 道具がある
⑦ 段差	⑮ 戸締り、すぐ外が道路
⑧ 非常ベル	

⑥活動部屋・個別部屋



- ① ガラス戸
- ② 段差
- ③ ロッカーの角
- ④ 段差
- ⑤ 頭をぶつける
※うんてい・ボルダリング・ブランコ・滑り台などは活動中以外触らない
- ⑥ 蹤いてこける
- ⑦ 窓から出て行ったり手を挟んだりしないように。ささくれ、網戸
- ⑧ 滑る
- ⑨ 段差
- ⑩ 扇風機の落下

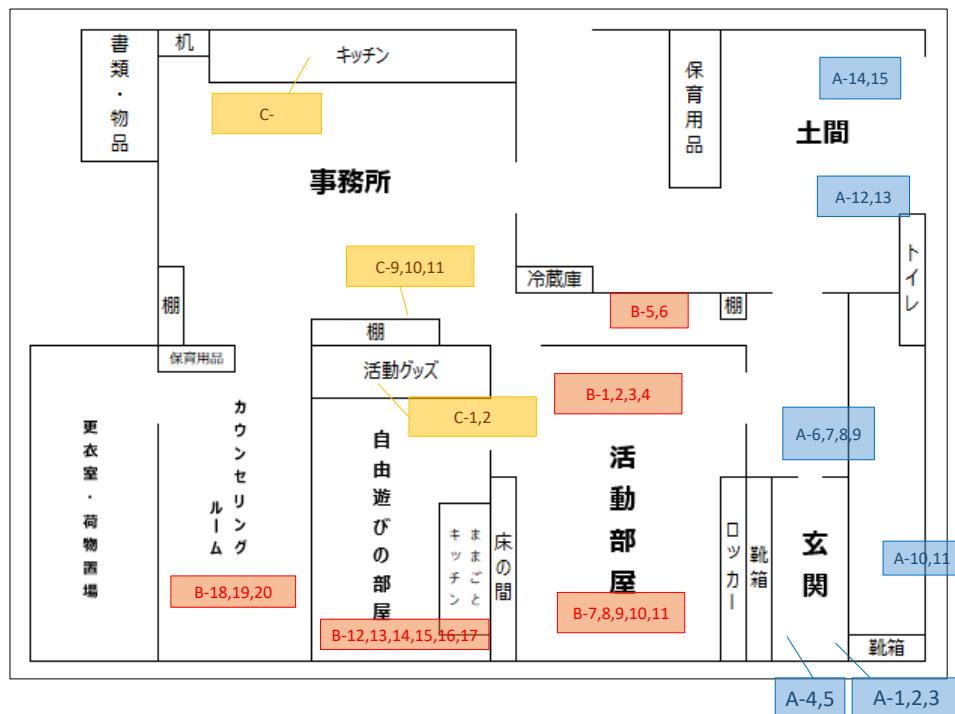
- ⑪ お茶こぼれ、段差
- ⑫ 戸の開閉時の指詰め。周りに友達がいるか、自分との距離感
- ⑬ 扇風機の落下
- ⑭ 窓からの落下、ささくれ、網戸
- ⑮ カーペットで滑る
- ⑯ おもちゃの箱に躊躇
- ⑰ 段差
- ⑱ ガラス戸。すぐ外が駐車場
- ⑲ 道具を置いている、机の角
- ⑳ 子どもが椅子を運ぶ

©物置・事務所

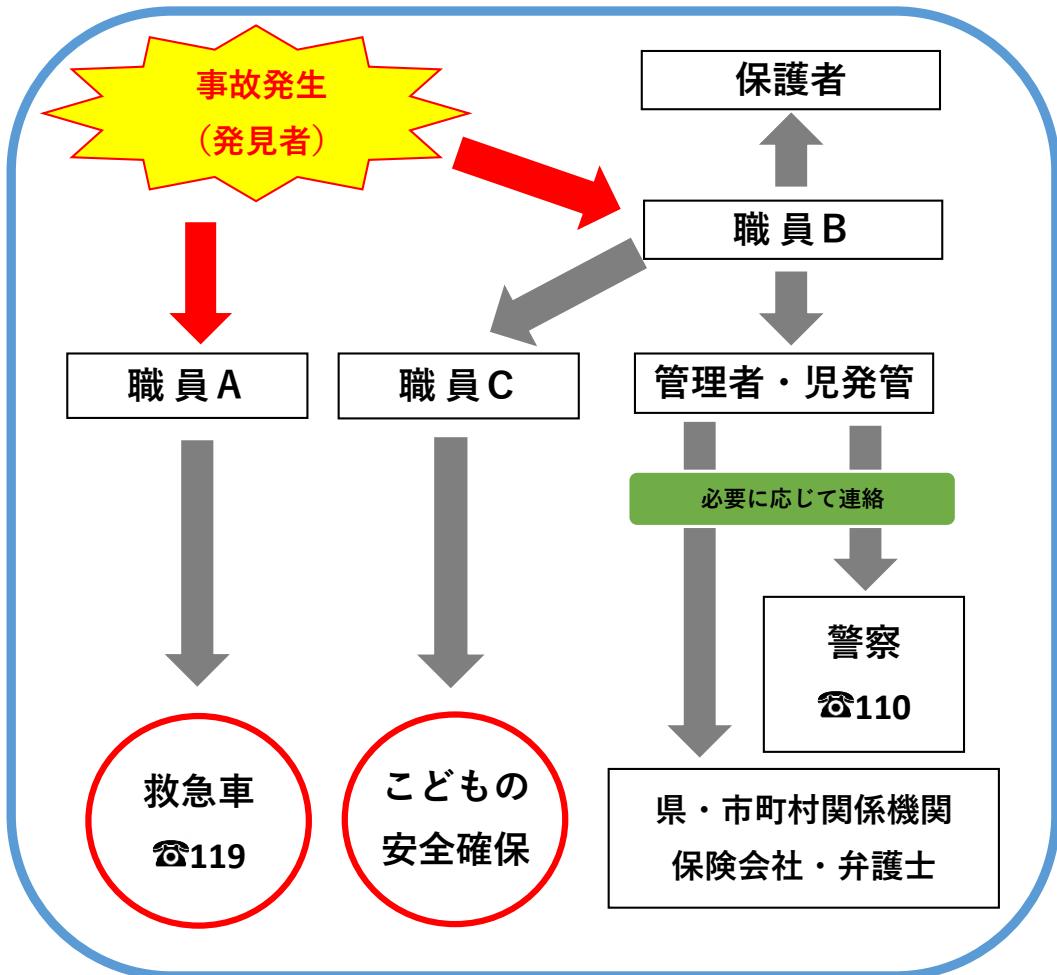


- ① 道具置き場。落下の可能性大、子どもは入らない。
- ② 机 (倒れると危険)
- ③ 踏み台
- ④ コンロ
- ⑤ 加湿器
- ⑥ 暖房器具
- ⑦ 机の角
- ⑧ 戸扉 (落下注意、子どもがいる時は閉める)
- ⑨ 戸の開閉時の指詰め
- ⑩ アルコール
- ⑪ カッターやはさみホッチキスなどの文房具、電話

事務所間取り



事故発生時の連絡の流れ



119番通報の仕方

指令員「はい。119番消防です。火事ですか？救急ですか？」

あなた「救急です。」

指令員「救急車が向かう住所を教えてください。」

あなた「綾川町畠田819-4 児童発達支援みづけるです。」

指令員「わかりました。どなたがどうされましたか？」

あなた「年齢・性別・簡単に状況を説明」

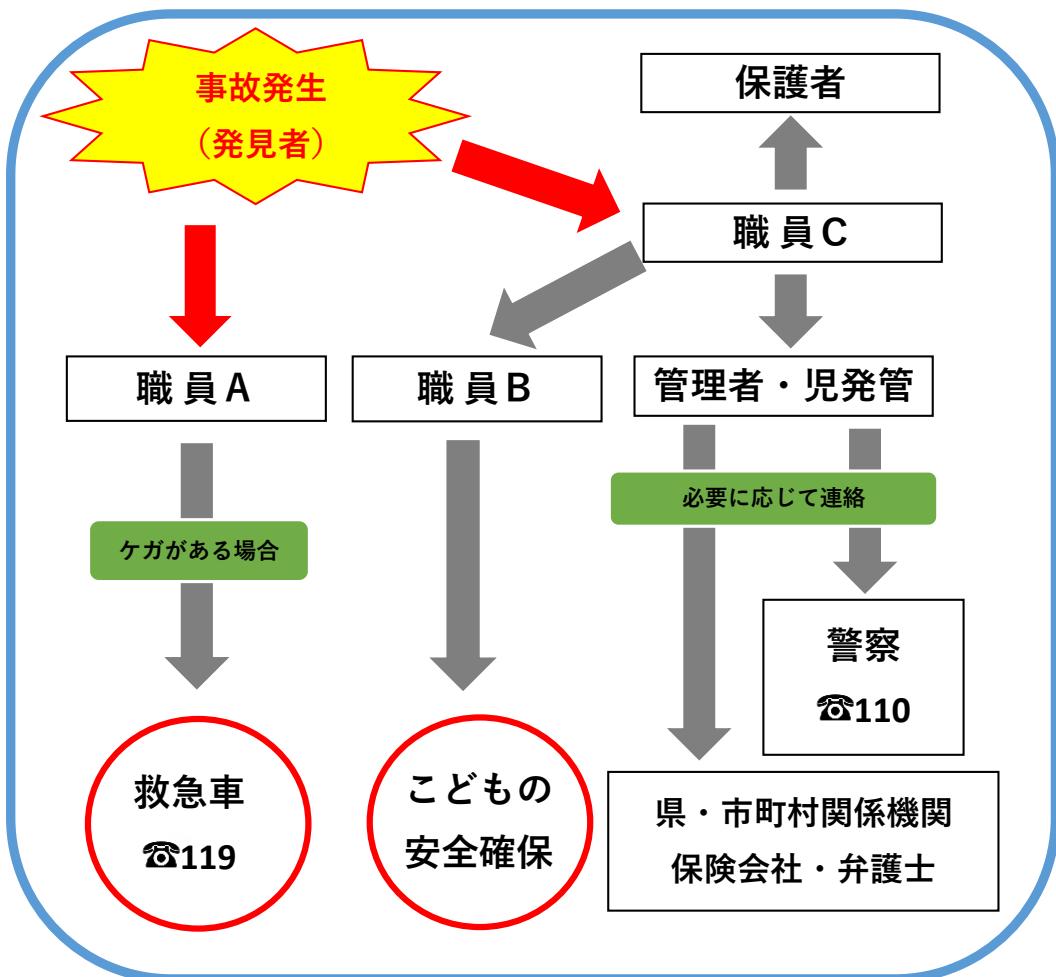
指令員「分かりました。（この時点で救急隊に出動が指令されます）

救急隊は出動しました。子どもさんの様子を詳しく教えてください。意識はありますか？」

⋮

- 子どものケガの応急手当がすんでから、再度保護者へのお詫び・状況と処置の内容を説明する。
(ケガの度合いに問らず、保護者への謝罪、状況説明は行う。)
- かみつき・ひっかき傷においては、頻繁におきやすい状況の場合、その保育内容も反省し改善する。
またその要因となった子どもの保護者にも伝える。
- 利用者に事故があった場合、管理者がお見舞いや葬儀に出向く。

トラブル発生時の連絡の流れ



119番通報の仕方

指令員「はい。119番消防です。火事ですか？救急ですか？」

あなた「救急です。」

指令員「救急車が向かう住所を教えてください。」

あなた「綾川町畠田819-4 児童発達支援みづけるです。」

指令員「わかりました。どなたがどうされましたか？」

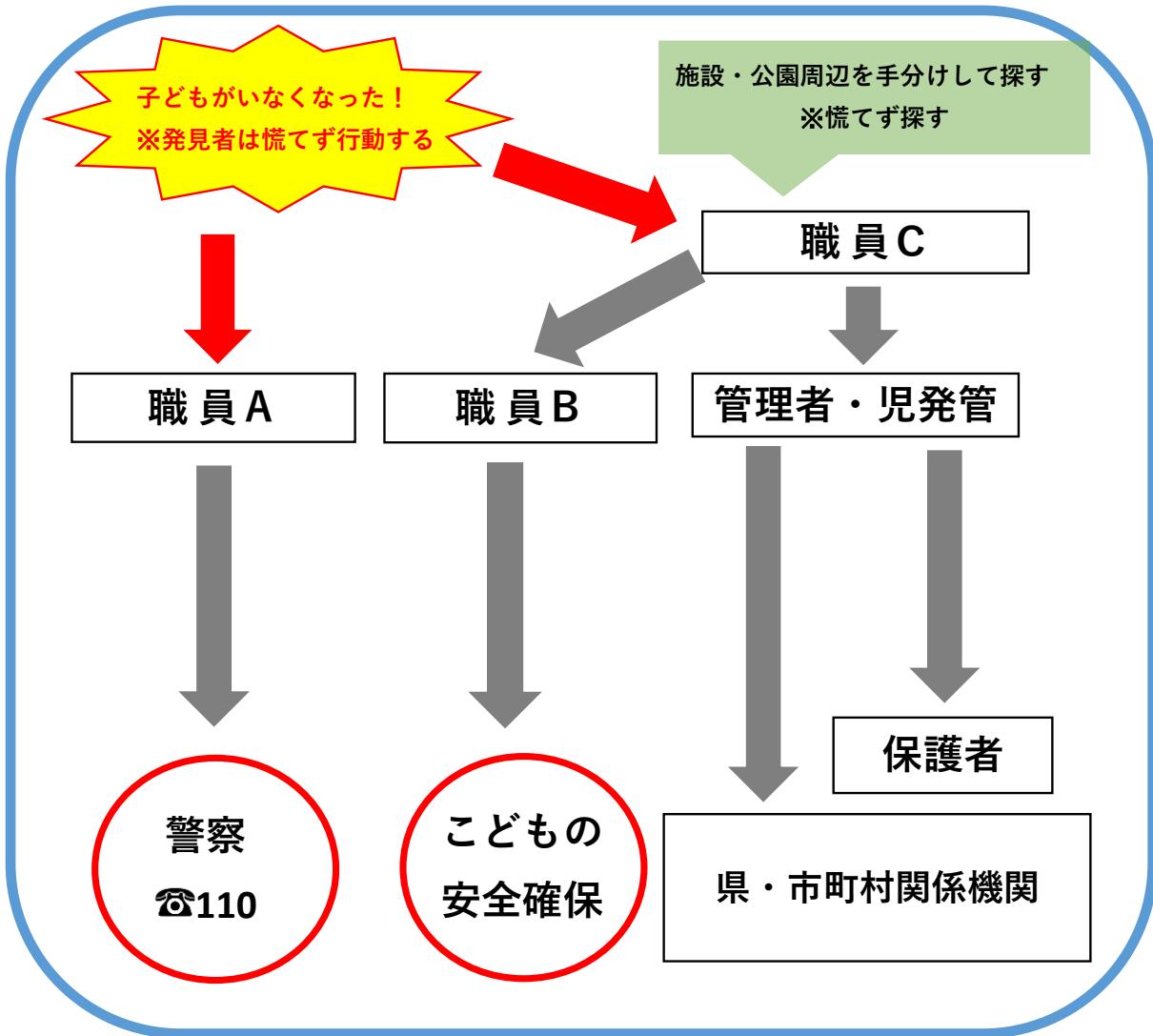
あなた「年齢・性別・簡単に状況を説明」

指令員「分かりました。（この時点で救急隊に出動が指令されます）

⋮

- 子ども同士のトラブルがあった時は、施設側の責任を明確にし、双方の保護者同士がしこりにならないようにする。
- 必要に応じて、保険会社や弁護士に連絡する。
- ケガをしている場合は、子どものケガの応急手当がすんでから、再度保護者へのお詫び・状況と処置の内容を説明する。（ケガの度合いに関らず、保護者への謝罪、状況説明は行う。）
- かみつき・ひっかき傷においては、頻繁におきやすい状況の場合、その保育内容も反省し改善する。
またその要因となった子どもの保護者にも伝える。

子どもがいなくなった場合の連絡の流れ



食事

○食事提供の流れ

- ① 児童が使用するテーブルは消毒を行う。
- ② アレルギー児のみ別テーブルにする等配慮する。職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。
- ③ 食事前には全児童、職員共に手洗いを行う。
- ④ 食事中に他児のものを食べたり、拾い食いをしたりしないように気をつける。
- ⑤ 小まめに水分補給を行うよう促す。
- ⑥ 誤嚥防止の為、児童にはよく噛んで食べるよう指導する
- ⑦ こぼしたものが服について落ちることもあるので、食後服を払うなどして必ず点検する。
- ⑧ 食事終了後は机と椅子及び部屋の隅々まで掃除と除菌をし、子ども目線で点検する。
- ⑨ 食後は必ず歯磨きをする。

○弁当/おやつ受け取り後の管理

- ① 保護者持参のおやつに関しては、冷蔵庫又はエアコンのかかった室内にて保管する。
- ② 置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。

○アレルギー反応が起きたとき

★アレルギー症状が見られたら 5分以内に判断

- ① 子供から離れず状態を観察し、助けを呼ぶ。
- ② 症状の観察と状況の把握を行い、エピペンの使用や事前に薬を預かっている児童に関しては、薬の使用、119番通報をすると同時に保護者にも連絡する。

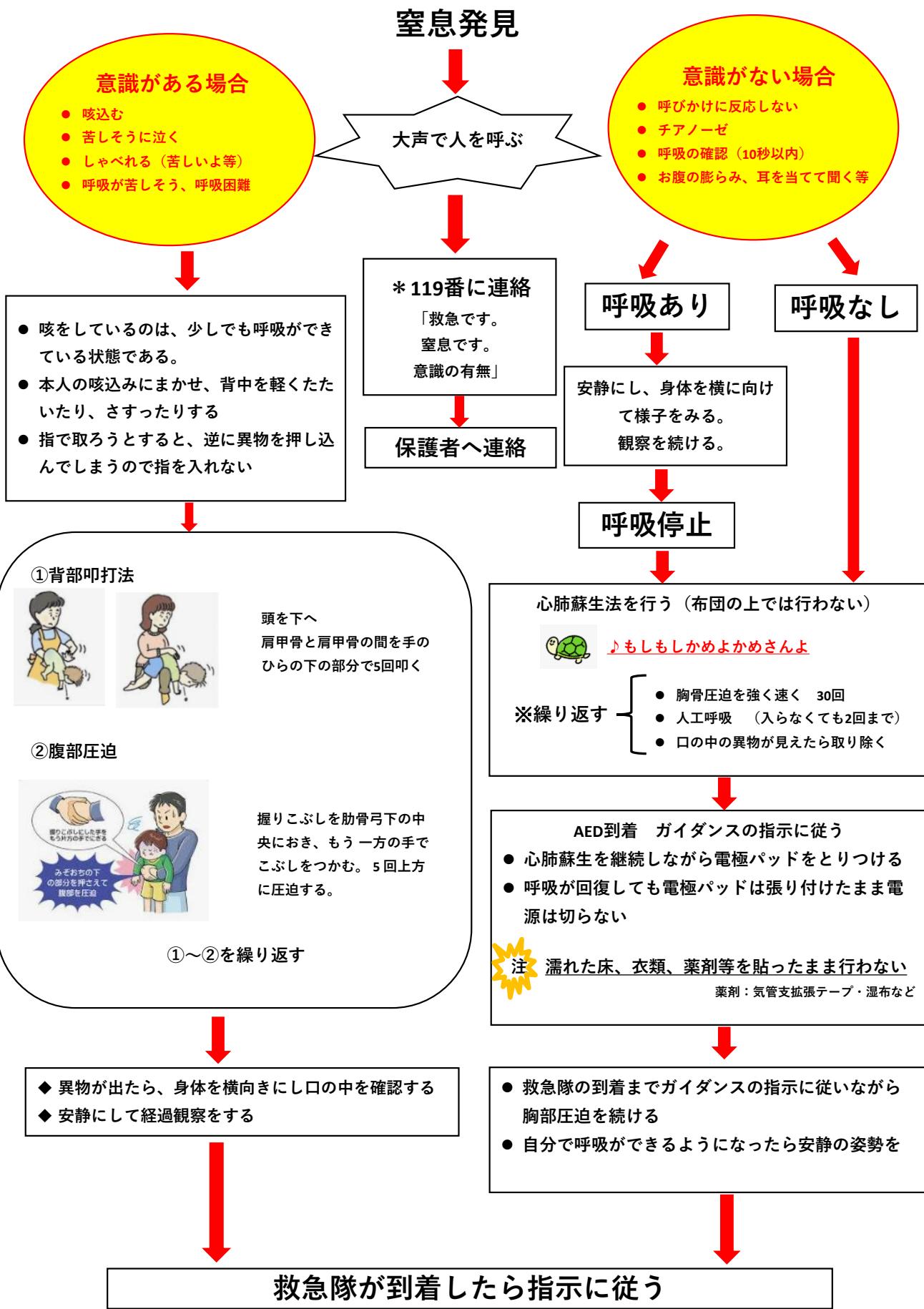
○児童/スタッフのアレルギー把握までの流れ

- ① 入所時に、食物アレルギーにより特別な配慮や管理が必要な場合、保護者から申し出もらう。
- ② 新規に発症した場合も同様に対応する。
- ③ アレルギー表を作成し、掲示する
- ④ 保護者との協議を通じて、1年に1回、子どものアレルギーの状態についてのアンケートの再提出等を行い、変更や追加等があれば、アレルギー表を変更する
- ⑤ 対応内容に変更が生じた場合は、口頭ではなく、必ず文書を用いて保護者と確認を行う。
- ⑥ 施設での生活における配慮や管理（環境や行動、服薬等の管理等）や食事の具体的な対応について、保護者と職員、管理者で協議して対応を決める。
- ⑦ 内服薬やエピペンを預かる場合には、緊急時個別対応票を作成する。
- ⑧ 対応内容の確認とともに、情報共有の同意について確認する。

○誤飲・誤食したとき

- ① 自分の咳ではき出すように励ます。
- ② 咳が無効な時はこどもを前屈みにして、5回肩胛骨の中間を強く叩く。
- ③ 口腔内を調べる。口腔内に見える閉塞物を取りのぞく。閉塞物が排出できない時は救急車を要請する。
- ④ 握りこぶしを肋骨弓下の中央におき、もう一方の手でこぶしをつかみ、5回上方に圧迫し、腹部圧迫を行う。
- ⑤ 腹部圧迫が無効な場合は、救急車がくるまで②～④までのステップをくり返し行う

★ 解説図を分かりやすい場所に掲示する



プール活動・水遊び

- ★ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- ★ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

○プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に目線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

療育中の施設外活動時の安全管理に関する留意事項

1. 室内（療育室、廊下、トイレ等）

- ① 当日の出席人数を確認する。
- ② 子どもがどこで、何をしているか人数と行動を把握する。職員間で声をかけ合い連携して療育を行う。

2. 建物周り、畠

- ① 屋外に出る人数を確認する。（特に分散して過ごす時は、それぞれの人数を職員間で確認する。）
- ② 子どもがどこで、なにをしているか人数と行動を把握する。職員間で声をかけ合い連携して療育を行う。
- ③ 療育室に入る時は再度人数確認を行い、残留児が出ることのないようにする。
- ④ 室内に戻った時に、全体の人数を確認する。（子どもの状態を確認する。）

3. 散歩施設外活動における諸注意及び具体的な安全管理の取組

職員は、日頃から施設周辺の降園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。施設の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

（1）事前準備（日々の心がけ）

散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
危険箇所等に関する情報の共有（別紙1参照）

- ① 散歩マップ・ハザードマップを作成する。（ルート・情報の更新、共有・危険箇所・工事箇所等）
- ② 内容を職員に周知する。（マップを配布等）
- ③ 公共マナーを身につける。（歩道・公園等）
- ④ 交通安全指導を行う。
- ⑤ 子どもたちを連れているから「車はきっと停止してくれる。」と思わない。※ドライバー側の心理を考える。バイアスを効かせない。

（2）事前確認

- ① 施設周辺の公園や経路を確認する。（危険箇所・工事箇所等）
- ② 個々の子どもやクラス集団の特性などを把握し、職員間で共有する。
- ③ 指示系統を明確にする。（散歩リーダーを決める。）
- ④ 必ず複数の職員で引率し、余裕を持った体制をとる。

(3) 出発前

- ① 散歩に行く際は「施設外活動日誌」(別紙1)を作成する。(ねらい・行き先・経路・時間・人数等)必要な事項は引率者で確認し、共有する。
- ② 児童発達支援管理責任者と引率者は上記内容を出発前に確認する。

(4) 移動中

- ① 列の安全を把握し、危険のないよう必ず列の前後や間に職員がつき子どもの安全が守れる体制をとる。(車道側に職員がつく。歩道では点字ブロックの内側を歩く。信号を待つ時は内側等。)
- ② 車両の急な往来や子どもの突発的行動など、予測困難なリスクも想定し余裕のある移動を心がける。
- ③ 道路横断、踏切横断の際には、細心の注意を払う。
- ④ 職員同士、危険を知らせ合う声かけは、お互いに積極的に行う。

(5) 目的地

- ① 到着した時点で子どもの人数を確認する。
- ② 到着したら目的地周辺の安全確認をする。(出入り口の場所や数、危険物が落ちていないか、トイレ等の死角等)
- ③ 他の公園利用者や他園の状況を把握し、配慮する。(当法人の職員として適切な振る舞いか)
- ④ 死角となる箇所や固定遊具、公園等のトイレには、必ず職員が付き添う。
- ⑤ トイレに行く時や、水分補給をする時も、人数を確認し園児の把握を行う。
- ⑥ 個別対応(トイレ等)を行う時は、他の職員に声をかけてからその場を離れる。
- ⑦ 子どもがどこで遊んでいるか、職員同士連携して、声をかけ合いながら子どもの遊びを見守る。

(6) 公園出発時

- ① 公園を出発する時・人数確認をする。携帯で人数報告をする。

(7) 帰所後

- ① 児童発達支援管理責任者に報告する。(子どもの人数やケガなどの有無)
- ② 報告を受けた児童発達支援管理責任者は、子どもの人数と様子を確認する。

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

○保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。

○園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。

○この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。

○子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

(安全に園外活動を行うための取組)

○園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

※園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙1に示す。

なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

○事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

(事故発生時の対応に関する日常の備え)

○事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。

○緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月) も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

(子どもに対する安全の指導)

○子どもが交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に关心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

令和6年度

児童発達支援みつける

施設外活動日誌

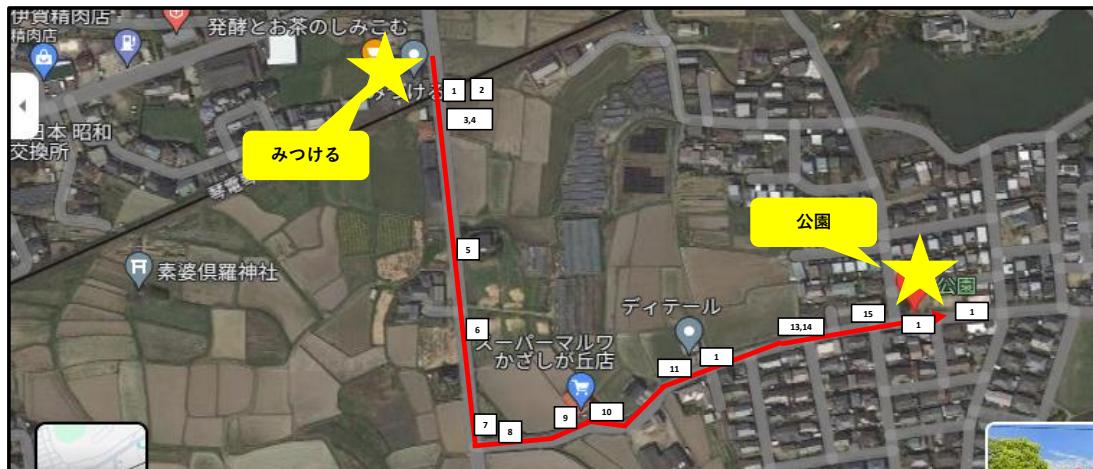
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 前田 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 前田 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
日いち 天気	施設外活動／散歩	施設外活動場所／ 散歩の経路・目的地	出発（実績）	帰所（実績）	子どもの人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
/ () 晴れ・雨・曇り・雪	施設外活動・散歩		:	:		藤本 滉 秋山 細川 松永	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お出かけバッグ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

お出かけバッグの中身
名簿、メモ用紙、筆記用具、救急用品（消毒用の水、バンドエイド、マキロン、ムヒ、虫よけスプレーなど）、防犯ブザー、ホイッスル、ティッシュ、携帯トイレ（トイレグッズ）、活動用グッズ（ボール、縄跳びなど）

散歩マップ・ハザードマップ

Aコース

南かざし団地公園



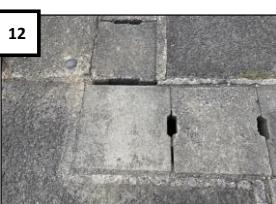


Aコース注意点

- ・①踏切手前、歩道に渡る際横断歩道がないため目視で渡る
- ・②踏切
- ・③田んぼと歩道の間の柵がない、縁石がない
- ・④穴が開いている
- ・⑤柵が途切れています、階段がある
- ・⑥田んぼと歩道の間の柵がない
- ・⑦曲がり角、縁石がない
- ・⑧⑨田んぼと歩道の間の柵がない
- ・⑩⑪お店からの道幅が急に狭い
- ・⑫～⑯細道
- ・⑯電柱があり、道幅が狭い
- ・⑭⑮横断歩道がない、手を挙げて渡る
- ・⑯⑰公園内に柵がない
- ・⑱⑲田んぼと歩道の間の柵がない
- ・公園内にトイレがないため借りる場合は集会場（使用時）又は郵便局を借りる

Bコース

交差点まで



Bコース注意点

- ・①踏切手前、歩道に渡る際横断歩道がない
- ・②踏切
- ・③歩幅が狭い
- ・④～⑦柵が途切れている
- ・⑧⑨横断歩道
- ・⑩縁石はあるが左折車が来る
- ・⑪用水路と壁の間に穴があいている
- ・⑫用水路がある
- ・⑬⑭横断歩道

Cコース

北宮公園

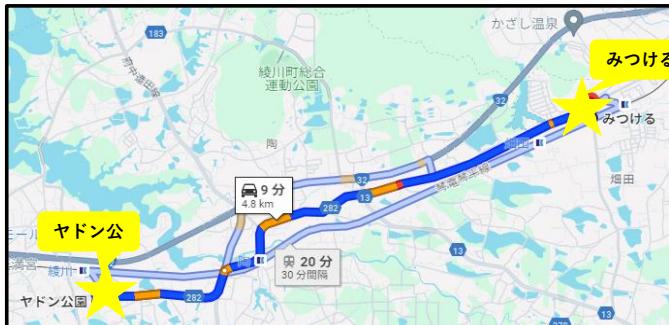


Cコース注意点

- 送迎車での移動となるため、運転手は安全運転を心がける

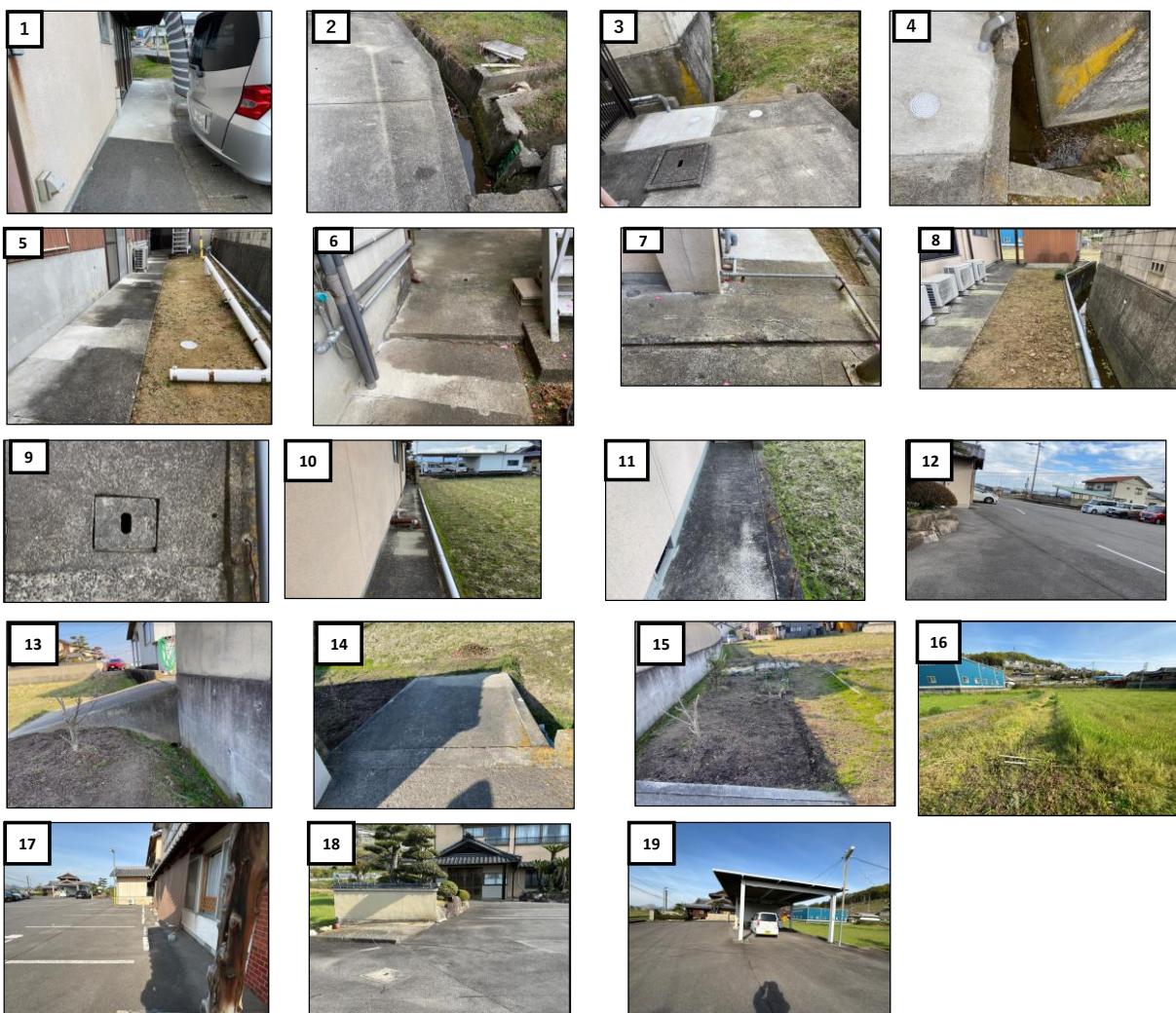
Dコース

ヤドン公園



Dコース注意点

- ・ ①飛び出し注意
- ・ ②③決まり事や注意事項を確認する
- ・ ④～⑧遊具で遊ぶ時は目を離さない
- ・ ⑨机や椅子に登らない
- ・ ⑩⑪柵がない
- ・ ⑫～⑯トイレに行くときは付き添う



敷地内注意点

- ・①社用車があり、道が傾斜している。
- ・②④用水路があり、柵がない。
- ・③用水路があり、道が傾斜している。
- ・⑤折れたポールがあり、コンクリートと土の所に段差がある。
- ・⑥段差と階段がある。
- ・⑦細い配管がある。
- ・⑧用水路があり柵はない。（配管有）コンクリートと土の所に段差がある。
- ・前方に倉庫がある。
- ・⑨下水の蓋（穴あり）
- ・⑩道幅が狭く、配管がある。
- ・⑪柵がなく道幅が狭い
- ・⑫駐車場の為、車の出入りがある。
- ・⑬⑭坂道になっている。段差がある。
- ・⑮引っ掛かりそうな木が植えてある。
- ・⑯雨の次の日はぬかるんでいる。
- ・⑰～⑲駐車場の為、車の出入りがある。

敷地内烟



敷地内烟注意点

- ・①線路に柵がない
- ・②歩道がない。車に近い。
- ・③踏切を渡る
- ・④道が狭い
- ・⑤線路に近い。柵がない。
- ・⑥用水路がある
- ・⑦用水路の上の橋が狭い
- ・⑧用水路有
- ・⑨大きな石がある
- ・⑩田んぼがある
- ・⑪～⑫足元が不安定
- ・⑬焼却炉がある

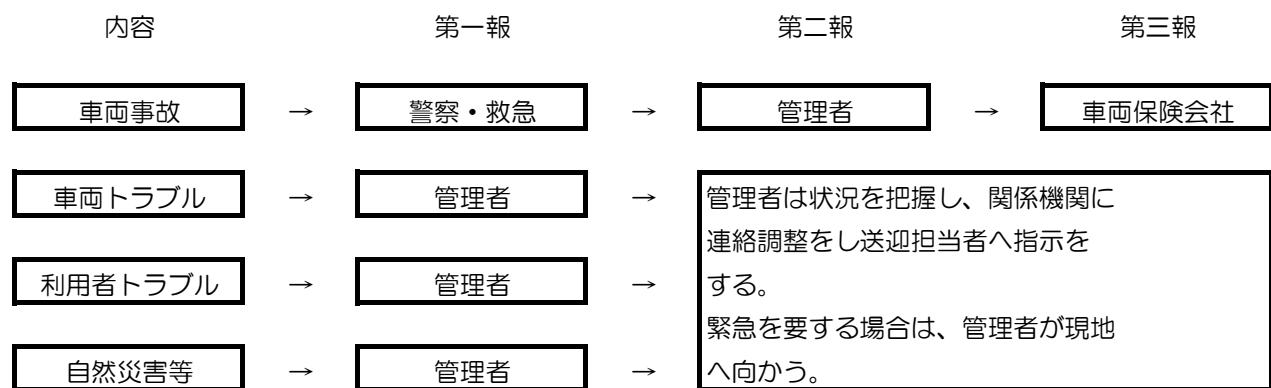
児童発達支援 みつける 送迎車両マニュアル

I 送迎フロー

- ①毎月20日までに、保護者から提出された送迎予約表にて次月送迎予定・記録表を作成する。
送迎予定・記録表については、事務所控え×1部、送迎車両用×1部を作成する。
- ②20日以降に依頼があった送迎については、次月送迎予定・記録表を優先にし空白時間にて保護者と調整する。変更等も同様である。
- ③送迎担当者は、送迎担当日の予定表を送迎予定・記録表の確認をし遅れ等が生じないようにする。
- ④送迎車両に乗車する場合は、下記の準備をし車両に持ち込むこと
- A、送迎予定・記録表
 - B、車両管理表
 - C、送迎車両キー
※スペアキーは閉じ込め防止の為、必ず送迎担当者が身につけて乗車すること
 - D、チャイルドシート＆ジュニアーシート
※送迎対象者により準備設置すること

⑤送迎中及び移動中の事故＆トラブルについて

送迎車両の事故＆トラブルが発生した場合、下記のフローにて対応すること



⑥降車後の対応について

- ・運転手は見落としがないか車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り確認する。
- ・同乗する職員も同様に確認する。
- ・車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認する。
- ・運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認する。

II 送迎車両管理

①送迎車両の点検・洗車について

◆送迎車は、送迎に出発する前に必ず下記の車両点検は実施すること

- A、ライト、ワインカー、テールランプ等の球切れは無いか
- B、ウッシャー液等は切れて無いか
- C、ガソリン、エンジンオイル切れは無いか
- D、タイヤに異常が無いか

◆送迎車は看板車両です、常に清潔に洗車＆車内清掃をすること

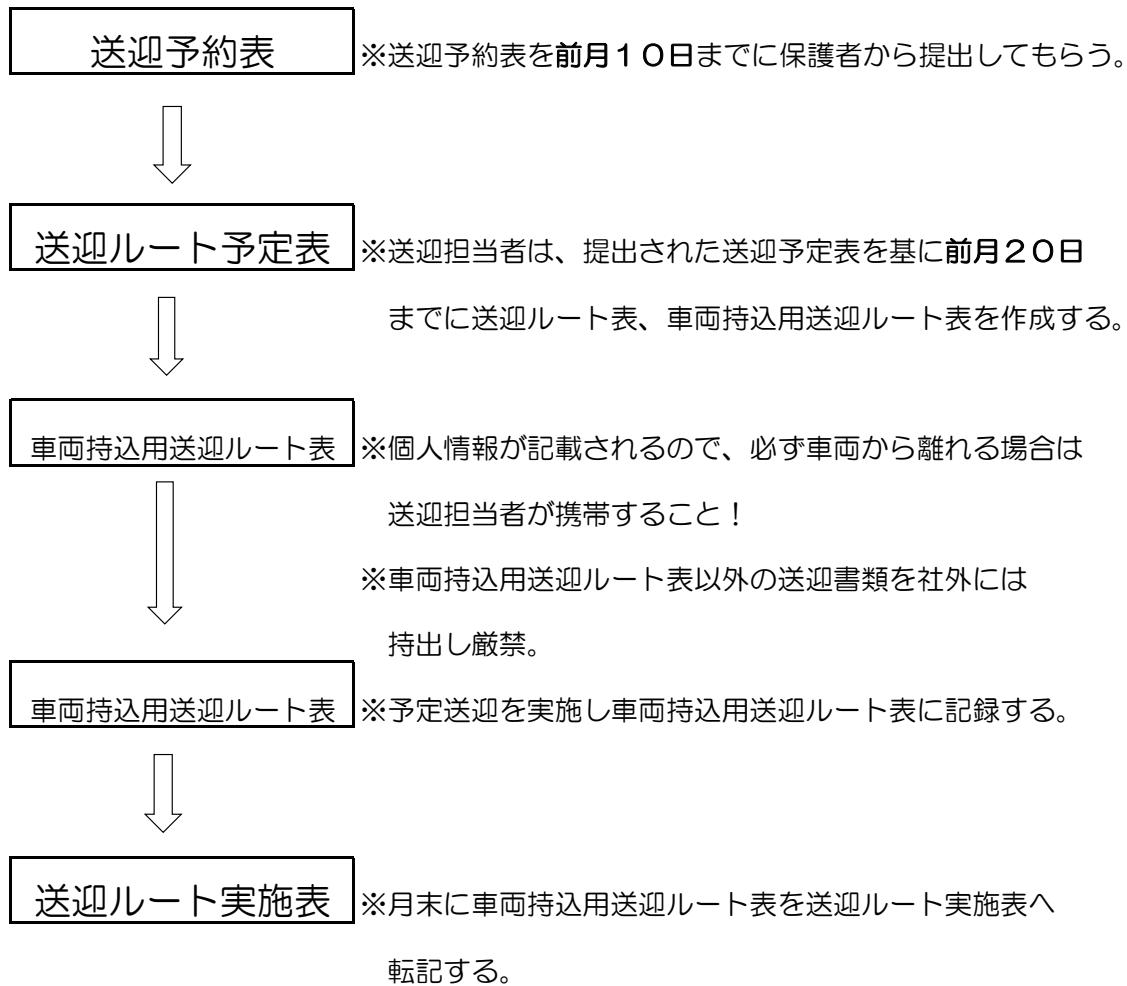
※最低、週に一度は洗車＆車内清掃を必ずすること（※毎週金曜日送迎終了後）

②送迎車両での禁止事項（※送迎中・移動中問わず）

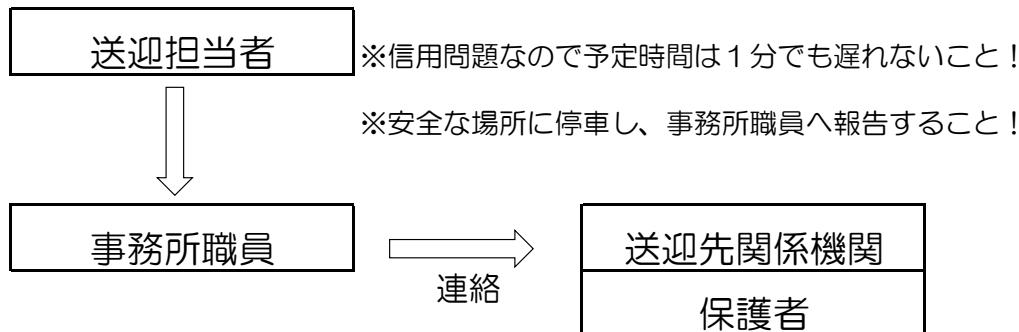
- ◆道路交通法は厳守（※送迎中及び移動時の車両速度は法定速度のマイナス10キロとする。）
- ◆送迎車両乗車中は、携帯電話やメール確認は禁止

◆送迎車両乗車中は、飲食は禁止

III 送迎フロー



IV 交通事情により送迎予定時間が遅れる場合



※送迎に関係する書類は全てファイリングし5年間保管する事。